

## 公営住宅の入居者資格について（通常時）

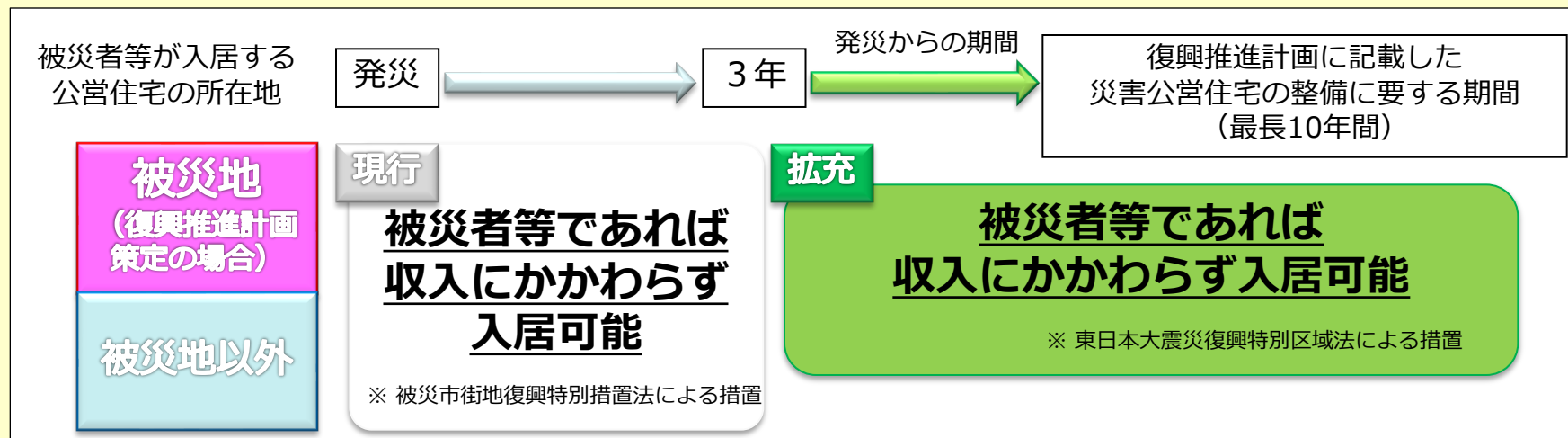
- ① 収入要件 : 政令月収（25.9万円）以下で、事業主体が条例で定める額以下（本来階層／裁量階層）
- ② 住宅困窮要件 : 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

## 災害公営住宅の入居者資格の特例措置について

### 【特例措置の対象となる者（被災者等）】

- ① 災害により**滅失した住宅に居住していた者**
- ② 被災地における市街地の整備改善や住宅の供給に係る事業の実施により移転が必要となった者※  
※②は、公営住宅法第23条の特例ではあるが、災害公営住宅の場合、同法第24条で「**当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない**」との特例措置が附加されている。  
※事業主体が条例で同居親族要件を設けている場合は、適用除外する必要

### 【特例措置の内容】 被災地における特例措置の期間を3年から、復興推進計画に記載する公営住宅の整備に要する期間まで拡充



**災害公営住宅の供給が完了するまでは被災者等が収入に関わらず入居できるよう措置**  
※ 入居後に入居者資格要件を満たさなくなった場合でも一定期間継続居住が可能。